

令和6年度川内川河川事務所管内における災害時等の 応急対策に関する基本協定（機械設備部門）

募集要項説明書

令和6年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定（機械設備部門）については、この募集要項説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年1月10日

2. 協定締結者

九州地方整備局 川内川河川事務所長 杉町 英明
鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所が管理する機械設備において、災害の発生及び災害の発生が予想される場合や重大な故障・不具合が発生した場合に被災施設の早期復旧等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定対象区間及び選定予定者数等

1) 本協定の協定締結区間は川内川河川事務所直轄管理区間とし、応急対策の対象設備は、川内川河川事務所が管理する河川管理施設のうち機械設備（水門設備（堰・水門・樋門樋管）及び排水機場ポンプ設備とそれらの付帯設備）とする。

2) 対象設備と選定予定者数は、下表のとおりとする。

なお、両設備及び複数施設での申請が可能である。

	設備区分	施設区分	選定予定者数
対 象 設 備	水門設備	①湯之尾堰 ②真幸堰	2社程度
		③水門・樋門樋管（183施設）	5社程度
	排水機場ポンプ設備	①長崎排水機場 ②小倉排水機場 ③银杏木排水機場 ④向田排水機場 ⑤三堂川排水機場 ⑥斧淵排水機場 ⑦丸池川排水機場 ⑧内壑排水機場 ⑨東郷救急排水機場 ⑩倉野救急排水機場 ⑪竹下救急排水機場 ⑫向江救急排水機場	6社程度

(3) 実施内容

- 1) 洪水・地震・津波等による機械設備の被災状況を把握するための緊急点検の実施。
- 2) 被災または重大な故障や不具合が発生もしくは発生の恐れがある場合の応急復旧工事または対策工事の実施。
- 3) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合の出動。

(4) 基本協定の期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における令和5・6年度の機械設備工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、令和6年4月1日時点において認定されていない者との協定は、協定締結の参加資格を有しない者として、当該協定を無効とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (5) 平成20年度以降に協定締結を希望する設備区分において、元請けとして以下に示す対象設備における工事（ただし、新設、増設、更新、改造、修繕の別は問わない。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
なお、当該実績が地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものは実績として認めない。

設備区分	対象設備
水門設備	河川用水門設備（修理用ゲート除く）の施工実績
排水機場ポンプ設備	排水又は揚水を目的とした陸上ポンプ設備の施工実績

- (6) 次に掲げる技術者を有すること。

建設業法第7条第2号イからハ又は第15条第2号イからハに掲げる者

- (7) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項

(1) 評価項目

下表の各評価項目に基づき評価する。

なお、申請する設備区分及び施設区分については[様式-2]に記載すること。

評価項目	評価内容	配点
①対象機械設備の施工実績 [様式-3]	平成20年度以降に元請けとして参加資格要件に示す設備にかかる工事の施工実績により評価する。 評価は「当事務所/九州地方整備局内（港湾空港関係を除く）/他機関」の順に評価する。	30
②災害協定の締結実績 [様式-4]	令和元年度以降における災害協定の締結実績を評価する。評価は「当事務所/九州地方整備局内（港湾空港関係を除く）/他の機関/実績なし」の順に評価する。	20
③資格保有技術者の雇用数 [様式-5]	資格を保有する技術者の雇用数を評価する。 申請区分に応じて「土木施工管理技士（1級又は2級）」又は「ポンプ施設管理技術者（1級又は2級）」の総数で評価する。	20
④事務所までの派遣所要時間 [様式-6]	派遣技術者が在籍する営業所等から川内川河川事務所（薩摩川内市）までの車両による移動所要時間（一般道、高速自動車道を問わず希望する道路での時間）を評価する。 ※なお、所要時間の算出にあたってはWebサイトの地図ソフト等を利用してよいものとする。	30

(2) 決定方式

参加者は、提出された技術資料等を評価基準に従い、総合的に評価し決定する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所 施設管理課

担当：専門官（内線395）

電話番号：0996-22-3287

7. 資料の作成及び提出

(1) 本基本協定に参加希望者は、下記のとおり申請書及び技術資料等を提出するものとする。

1) 参加要項、申請書（様式-1）及び技術資料（様式-2～6）の入手先：川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

2) 提出資料

申請書（様式-1）及び技術資料等（様式-2～6並びに添付資料）

3) 提出期間

令和6年1月10日（水）～令和6年2月9日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

4) 提出場所

上記6. に同じ。

5) 提出方法

持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。但し郵送する際は表封筒に「『災害時等基本協定の締結（機械設備部門）』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。）

6) その他

申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意すること。

①申請書には「会社の代表者印」を押印すること。

②令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを添付すること。
申請中の場合は申請受付票の写しを提出すること。

(2) 申請書は指定した様式により作成すること。

(3) その他

1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 当職は、提出された申請書及び技術資料等を、参加資格の確認・評価以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書及び技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先は、6. に同じ。

6) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所（建設業法第3条第1項に基づく営業所（本店を除く。））が所在することにより協定締結参加資格を有することに該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出する。

ア) 建設業許可申請書の『別紙2（1）』もしくは『別紙2（2）』

イ) 営業所の所在及び活動状況を示す資料（資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し）

なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

8. 選定結果の通知

(1) 令和6年2月26日

(2) 選定結果について質問がある場合は、担当部局に対し次により説明を求めることができる。

1) 提出期限： 令和6年3月4日（月） 17：00

2) 提出場所： 上記6. に同じ。

3) 提出方法： 書面（様式は自由）を提出場所に持参するものとする。

(3) 担当部局は、説明を求められたときは、令和6年3月7日（木）までに、説明を求めた者に対し書面にて回答する。

9. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

1) 提出期間： 令和6年1月10日（水）～令和6年2月2日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

- 2) 提出場所： 上記6. に同じ。
- 3) 提出方法： 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- 1) 期 間： 令和6年1月10日(水)～令和6年2月7日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
- 2) 場 所： 上記6. に同じ。

10. 評価結果の無効

提出した申請書において虚偽が発覚した場合、評価結果を無効とし、決定を取り消す。

11. 再苦情申立て

(1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日(休日を含まない。)以内に書面により、川内川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口： 〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所

電話：0996-22-3271 (代)

担当：経理課長

(受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分)

12. その他

(1) 基本協定締結後、請負契約を行う協定締結者は、上記5(2)による評価順位の高い順に要請する。

(2) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は速やかに工事等の請負契約を締結する。また、工事等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(3) 基本協定書に基づき施工業者等との工事等の請負契約を取り交わす時点において、施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、同制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であることを条件とする。なお、同制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。